

点検設備に関する事項

改正規則等

鋼船規則 P 編

鋼船規則検査要領 C 編及び P 編

改正事項

点検設備に関する事項

改正理由

- (1) SOLAS 条約第 II-1 章第 3-6 規則に規定するばら積貨物船及び油タンカーの固定点検設備については、詳細な技術要件が Technical Provisions (決議 MSC.158(78)) に定められている。また、これらの規定に対し、IACS は統一的な運用を図るため、統一解釈 SC191 を策定し、継続的に見直しを行っている。

Technical Provisions 及び統一解釈 SC191 においては、区画への交通のために使用されるはしごについて、踊り場で隣接する垂直はしごは、水平方向にずらして配置する旨規定されている。

IACS は、当該踊り場における垂直はしごに対する具体的な要件を明確にすべく検討を行い、隣接するはしご間等の距離を詳細に規定する IACS 統一解釈 SC191(Rev.7)を 2015 年 1 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC191(Rev.7)に基づき、関連規定を改めた。

- (2) MODU (Mobile Offshore Drilling Units) については、2009MODU コードで点検設備の要件が規定されており、上述のばら積貨物船及び油タンカーに対する Technical Provisions を準用している。当該規定は船舶に対するものであることから、IACS は、MODU に対する点検設備の解釈を定めるべく統一解釈 SC191 を参考に、IACS 統一解釈 MODU1 及び MODU1(Rev.1)をそれぞれ 2015 年 5 月及び 2015 年 10 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 MODU1 及び MODU1(Rev.1)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 踊り場で隣接する上下の垂直はしごに関して、水平方向の距離、上下のはしごが重なり合う距離及び垂直はしごと踊り場の水平距離を規定した。
- (2) 海洋構造物等の点検設備に対する統一解釈を規定した。